

「奨学のための給付金」制度について

対象世帯（下記のいずれかに該当する世帯）

- ① 生活保護受給世帯
- ② 保護者全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）の世帯
自治体で発行可能な「令和4年度住民税(非)課税証明書」等でご確認ください。
- ③ 家計急変世帯 ※別紙リーフレットの「3 対象となる方の詳細」をご確認ください。

年間支給額 ※詳細は、別紙リーフレットの「2 給付額（年額）」をご確認ください。

上記①に該当する場合は 32,300円

上記②,③に該当する場合は 114,100円又は 143,700円

返済不要です。12~1月ごろ保護者の口座へ振込まれる予定です。

※学校徴収金に未納がある場合は、未納解消のため、振込金額の一部を学校徴収金に充当する場合がございます。

手続きについて

申請を希望する方は、「①生活保護受給世帯」、「②非課税世帯」「③家計急変」のどの

区分で申請するかを記載した用紙（「配布希望書類記入書」等）を必ず持参のうえ、

7月20日（水）までに 経営企画室にお越してください。必要書類（※2）をお渡しいたします。なお、提出（申請）期限等の注意事項は本紙裏面をご確認ください。

※2 申請区分により、経営企画室でお渡しする書類（提出いただく書類）が異なります。

【裏面あり】

「奨学のための給付金」申請手続きについて

提出書類

別紙リーフレット裏面「5 必要書類」をご確認ください。

※「生活保護受給者」、「非課税世帯」、「家計急変世帯」でそれぞれ提出書類が異なります。ご注意ください。

※非課税世帯の方は、マイナンバー収集台紙の提出が必要です（就学支援金の申請で既に提出している場合は不要）。

ただし、保護者様が確定申告を完了していない場合などは、住民税が非課税の世帯か確認できないため、至急 確定申告等を完了いただく必要があります。詳細は、別紙リーフレットの「4 よくある質問」のQ3とA3をご確認ください。

提出先

足立東高校 1階 経営企画室

提出期限

令和4年9月15日（木）厳守

問合せ先

足立東高等学校経営企画室 学事担当 松下（まつした）

電話番号 03-3620-5991